

**第76回国民体育大会
三重県準備委員会**

設立総会・第1回総会



平成24年8月31日(金)

四日市都ホテル

第76回国民体育大会 三重県準備委員会 設立総会・第1回総会資料目次

○ 設立総会

- ・ 第76回国民体育大会 開催準備経過 . . . P 7
- ・ 第76回国民体育大会 開催準備全体スケジュール . . . P 8
- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会設立趣旨(案)【第1号議案】 . . . P 9
- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会会則(案) 【第2号議案】 . . . P 10
- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会委員(案) . . . P 15
- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会役員(案) 【第3号議案】 . . . P 23

○ 第1回総会

- ・ 国民体育大会の開催概要について . . . P 27
- ・ 第76回国民体育大会 開催基本方針(案) 【第1号議案】 . . . P 31
- ・ 平成24年度事業計画(案) 【第2号議案】 . . . P 32
- ・ 平成24年度収支予算(案) 【第3号議案】 . . . P 33
- ・ 総会から常任委員会への委任事項(案) 【第4号議案】 . . . P 34

○ 参考資料

- ・ 昭和50年 みえ国体の概要 . . . P 37
- ・ 全国障害者スポーツ大会開催概要 . . . P 41
- ・ 国民体育大会開催基準要項(抜粋) . . . P 43
- ・ 国民体育大会施設基準(抜粋) . . . P 57

第76回国民体育大会 三重県準備委員会 設立総会・第1回総会次第

平成24年8月31日(金)

会場：四日市都ホテル 伊勢の間

1 開 会

2 設立総会

- (1) あいさつ 三重県知事 鈴木 英 敬
三重県議会議長 山本 教 和
(財)三重県体育協会会長 岩名 秀 樹
- (2) 説明事項 第76回国民体育大会 開催準備経過
第76回国民体育大会 開催準備全体スケジュール
- (3) 第1号議案 第76回国民体育大会 三重県準備委員会設立趣旨(案)
- (4) 第2号議案 第76回国民体育大会 三重県準備委員会会則(案)
- (5) 第3号議案 第76回国民体育大会 三重県準備委員会役員(案)

3 第1回総会

- (1) 説明事項 国民体育大会の開催概要について
- (2) 第1号議案 第76回国民体育大会 開催基本方針(案)
- (3) 第2号議案 平成24年度事業計画(案)
- (4) 第3号議案 平成24年度収支予算(案)
- (5) 第4号議案 総会から常任委員会への委任事項(案)

4 そ の 他

5 閉 会

設立総会

第76回国民体育大会 開催準備経過

年月日	内 容
平成23年	
8月24日	(財)三重県体育協会から、平成33年の国民体育大会の開催
9月 1日	について、8月24日に知事、県教育長、また、9月1日には 県議会議長に対して要望がなされました。
9月14日	三重県議会平成23年第3回定例会において、知事が平成33 年の第76回国民体育大会について招致表明をしました。
10月18日	三重県議会平成23年第3回定例会において、「第76回国民体 育大会の招致に関する決議」が可決されました。
11月15日	県、県教育委員会、(財)三重県体育協会の連名により、文部科 学省、(公財)日本体育協会に開催要望書を提出しました。
平成24年	
1月11日	(公財)日本体育協会・理事会において、平成33年第76回 国民体育大会の本県開催が内々定されました。

第76回国民体育大会 開催準備全体スケジュール

逆年	年度	準備・開催手続、準備・実行組織等
10年前	H23年 (2011)	○開催要望書の提出 → 内々定
9年前	H24年 (2012)	■ 県準備委員会の設立 （各専門委員会を随時設置） ○会場の意向調査（市町、競技団体） ○競技施設基準の検討（競技団体） ※選定作業、審議
8年前	H25年 (2013)	○会場市町内定（順次） ○中央競技団体における会場正規視察（随時）
7年前	H26年 (2014)	
6年前	H27年 (2015)	
5年前	H28年 (2016)	○日体協、文科省宛に開催申請書提出 → 内定
4年前	H29年 (2017)	
3年前	H30年 (2018)	○日体協、文科省の会場総合視察 → 開催決定 ■ 国民体育大会・障害者スポーツ大会実行委員会へ移行 ※高校総体開催
2年前	H31年 (2019)	
1年前	H32年 (2020)	○リハーサル大会
開催年	H33年 (2021)	第76回国民体育大会 開催 （9月中旬～10月中旬：11日間以内）
		第21回全国障害者スポーツ大会 開催 （10月下旬～11月上旬：3日間）

（凡例）○：準備、開催手続 ■：組織関係

第76回国民体育大会 三重県準備委員会設立趣旨（案）

設立趣旨

第76回国民体育大会の招致については、県議会をはじめ、財団法人三重県体育協会等スポーツ関係団体、関係各位の御尽力により、平成24年1月、公益財団法人日本体育協会から開催申請書提出順序の了解通知（内々定）を受け、平成33年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

国民体育大会は、昭和21年の第1回大会以来、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、明るく豊かな国民生活の発展に寄与してきました。

本県においては、昭和50年に「たくましくあすをひらこう」をスローガンに、第30回大会を開催し、簡素・清潔な大会運営や本県選手団の活躍による大会の成功は、県民に自信と誇りを与えるとともに、本県スポーツの振興はもとより、その後の県勢発展にも大きく貢献してまいりました。

一方、わが国を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や先行き不透明な社会経済情勢、度重なる自然災害等を背景に、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。

こうした中、本県で国民体育大会を開催することは、スポーツを通して、人びとに夢と感動を与え、県民の一体感の醸成につながるとともに、人と人、地域と地域との絆づくりを進め、活力に満ちた元気な三重を創る原動力になると確信しています。

この国民体育大会を成功させるためには、関係機関・団体、市町ならびに県が一丸となって、県民力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、第76回国民体育大会三重県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

第76回国民体育大会 三重県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第76回国民体育大会三重県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第76回国民体育大会（冬季大会を除く。以下「大会」という。）を三重県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関する事
- （2）大会における実施競技及び会場地市町に関する事
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関する事
- （4）大会開催及び準備のための経費に関する事
- （5）公益財団法人日本体育協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事
- （6）その他大会を開催するために必要な準備に関する事

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町を代表する者
- （2）県及び市町の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- （4）学識経験を有する者
- （5）その他大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 5名以上10名以内
- （3）常任委員 30名以上50名以内
- （4）監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (2) 大会開催基本方針に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員において準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成24年 月 日から施行する。

- 2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、準備委員会が設立された日から始まり、平成25年3月31日までとする。

第76回国民体育大会 三重県準備委員会委員（案）

会長：1名、委員：177名、委員計 178名
顧問：12名、参与：74名 顧問・参与計 86名

【会長：1名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県（行政）関係	三重県知事	鈴木 英敬

【委員：177名】

敬称略、順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県議会関係	三重県議会議長	山本 教和
県議会関係	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	藤田 宜三
県議会関係	三重県議会スポーツ振興対策調査特別委員会委員長	津村 衛
県議会関係	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
市町関係	市長会会長	河上 敢二
市町関係	町村会会長	谷口 友見
市町関係	津市長	前葉 泰幸
市町関係	四日市市長	田中 俊行
市町関係	伊勢市長	鈴木 健一
市町関係	松阪市長	山中 光茂
市町関係	桑名市長	水谷 元
市町関係	鈴鹿市長	末松 則子
市町関係	名張市長	亀井 利克
市町関係	尾鷲市長	岩田 昭人
市町関係	亀山市長	櫻井 義之
市町関係	鳥羽市長	木田 久主一
市町関係	熊野市長	河上 敢二
市町関係	いなべ市長	日沖 靖
市町関係	志摩市長	大口 秀和
市町関係	伊賀市長	内保 博仁
市町関係	木曾岬町長	加藤 隆
市町関係	東員町長	水谷 俊郎
市町関係	菰野町長	石原 正敬
市町関係	朝日町長	田代 兼二郎
市町関係	川越町長	川村 康治
市町関係	多気町長	久保 行央

市町関係	明和町長	中井 幸充
市町関係	大台町長	尾上 武義
市町関係	玉城町長	辻村 修一
市町関係	度会町長	中村 順一
市町関係	大紀町長	谷口 友見
市町関係	南伊勢町長	小山 巧
市町関係	紀北町長	尾上 壽一
市町関係	御浜町長	古川 弘典
市町関係	紀宝町長	西田 健
市町関係	三重県市議会議長会会長	西山 則夫
市町関係	三重県町村議会議長会会長	飯田 徳昭
市町関係	三重県市町教育委員会連絡協議会会長	中村 真子
市町関係	三重県市町教育長会会長	小林 壽一
スポーツ関係	(財)三重県体育協会会長	岩名 秀樹
スポーツ関係	(財)三重県体育協会副会長	宮本 長和
スポーツ関係	(財)三重県体育協会副会長	藤澤 幸三
スポーツ関係	(財)三重県体育協会副会長	向井 弘光
スポーツ関係	(財)三重県体育協会理事長	田中 敏夫
スポーツ関係	三重陸上競技協会会長	豊田 利一
スポーツ関係	三重県水泳連盟会長	島 正明
スポーツ関係	一般社団法人三重県サッカー協会会長	桑名 聡
スポーツ関係	三重県テニス協会会長	川崎 二郎
スポーツ関係	三重県ボート協会会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ホッケー協会会長	加藤 栄
スポーツ関係	三重県ボクシング連盟会長	中川 正美
スポーツ関係	三重県バレーボール協会会長	中川 正春
スポーツ関係	三重県体操協会会長	中西 長男
スポーツ関係	三重県バスケットボール協会会長	八木 秀行
スポーツ関係	三重県レスリング協会会長	岩名 秀樹
スポーツ関係	三重県ヨット連盟副会長・会長代行	原田 佳幸
スポーツ関係	三重県ウエイトリフティング協会会長	福岡 幸信
スポーツ関係	三重県ハンドボール協会会長	川岸 光男
スポーツ関係	三重県自転車競技連盟会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ソフトテニス連盟会長	井本 泰三朗
スポーツ関係	三重県卓球協会会長	杉本 熊野
スポーツ関係	三重県相撲連盟会長	田村 憲久
スポーツ関係	三重県馬術連盟会長	石垣 征生
スポーツ関係	三重県フェンシング協会会長	木田 久主一
スポーツ関係	三重県柔道協会会長	乙部 満生

スポーツ関係	三重県ソフトボール協会会長	太田 正隆
スポーツ関係	三重県バドミントン協会会長	金森 正
スポーツ関係	三重県弓道連盟会長	宮内 道廣
スポーツ関係	三重県ライフル射撃協会会長	河野 肇
スポーツ関係	三重県剣道連盟会長	川口 正人
スポーツ関係	三重県ラグビーフットボール協会会長	岩名 秀樹
スポーツ関係	三重県山岳連盟会長	水谷 潔
スポーツ関係	三重県カヌー協会会長	柳 誠四郎
スポーツ関係	三重県アーチェリー協会会長	津田 勉
スポーツ関係	三重県空手道連盟会長	那須 和夫
スポーツ関係	三重県クレール射撃協会会長	後藤 公彦
スポーツ関係	三重県ボウリング連盟会長	脇谷 利男
スポーツ関係	三重県ゴルフ連盟会長	諸戸 精孝
スポーツ関係	三重県軟式野球連盟会長	野崎 洋
スポーツ関係	三重県銃剣道連盟会長	田村 憲久
スポーツ関係	三重県なぎなた連盟会長	芝 博一
スポーツ関係	三重県トライアスロン協会会長	山田 康晴
スポーツ関係	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
スポーツ関係	一般財団法人 三重県高等学校野球連盟会長	水野 恵宏
スポーツ関係	三重県スポーツ少年団本部本部長	奥野 勇
スポーツ関係	SC みえネットワーク会長	伊藤 弘美
スポーツ関係	社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	森下 達也
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障害者スポーツ協会会長	山本 征雄
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事長	宮村 由久
学校関係	三重県小中学校長会会長	鈴木 就二
学校関係	三重県高等学校長協会会長	鎌田 敏明
学校関係	三重県中学校体育連盟会長	中島 耕士
学校関係	三重県高等学校体育連盟会長	川畑 幸永
学校関係	国立大学法人 三重大学学長	内田 淳正
学校関係	学校法人暁学園 四日市大学学長	宗村 南男
学校関係	学校法人皇學館 皇學館大学学長	清水 潔
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿国際大学学長	中野 潤三
学校関係	鈴鹿医療科学大学学長	作野 史朗
学校関係	四日市看護医療大学学長	河野 啓子
学校関係	津市立三重短期大学学長	東福寺 一郎
学校関係	公立大学法人三重県立看護大学学長	村本 淳子
学校関係	学校法人高田学苑 高田短期大学学長	栗原 廣海
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿短期大学学長	佐治 晴夫

学校関係	鈴鹿工業高等専門学校校長	新田 保次
学校関係	鳥羽商船高等専門学校校長	藤田 稔彦
学校関係	三重県私学総連合会会長	宗村 南男
学校関係	三重県PTA連合会会長	安藤 大作
学校関係	三重県高等学校PTA連合会会長	稲垣 元美
産業・経済関係	三重県商工会議所連合会会長	竹林 武一
産業・経済関係	三重県商工会連合会会長	藤田 正美
産業・経済関係	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
産業・経済関係	三重県経営者協会会長	岡本 直之
産業・経済関係	中部経済同友会 常任幹事 三重地区地域懇談会代表世話人	雲井 純
産業・経済関係	日本労働組合総連合会 三重県連合会会長	土森 弘和
産業・経済関係	公益社団法人 日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会会長	石井 盟眺
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会会長	奥野 長衛
産業・経済関係	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長	永富 洋一
産業・経済関係	三重県木材協同組合連合会理事長	黄瀬 稔
産業・経済関係	公益社団法人 三重県緑化推進協会会長	川喜田 久
産業・経済関係	三重県森林組合連合会代表理事会長	青木 民夫
産業・経済関係	一般社団法人 三重県建設業協会会長	山下 晃
産業・経済関係	中部電力(株)執行役員三重支店長	坂口 光
医療関係	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
医療関係	一般社団法人 三重県病院協会理事長	濱田 正行
医療関係	公益社団法人 三重県看護協会会長	水谷 良子
医療関係	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	峰 正博
医療関係	社団法人 三重県薬剤師会会長	上村 武
医療関係	日本赤十字社 三重県支部支部長	野呂 昭彦
宿泊・観光・衛生関係	社団法人 三重県観光連盟会長	森口 明好
宿泊・観光・衛生関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	伊藤 正司
宿泊・観光・衛生関係	社団法人 全国旅行業協会 三重県支部支部長	山出 良一
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県栄養士会会長	長谷 圓吉
宿泊・観光・衛生関係	社団法人 三重県食品衛生協会会長	中村 喜藏
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県調理師連合会会長	庄山 源一
通信・運輸関係	公益社団法人 三重県バス協会会長	森口 明好
通信・運輸関係	東海旅客鉄道(株)三重支店支店長	河合 晃男
通信・運輸関係	近畿日本鉄道(株)取締役専務執行役員名古屋輸送統括部長	田淵 裕久
通信・運輸関係	社団法人 三重県旅客自動車協会会長	越智 龍夫
通信・運輸関係	西日本電信電話(株)三重支店長	仮屋 雄司
通信・運輸関係	(株)NTTドコモ 東海支社三重支店長	堀山 長
通信・運輸関係	KDDI(株) 理事 中部総支社長兼北陸総支社長	吉満 雅文
通信・運輸関係	ソフトバンクモバイル(株)地域総務部長	田中 薫

交通・消防関係	中日本高速道路(株)名古屋支社長	猪熊 康夫
交通・消防関係	財団法人 三重県交通安全協会会長	余野部 克治
交通・消防関係	三重県消防長会会長	川北 悟司
文化・社会团体等関係	財団法人 三重県老人クラブ連合会会長	久留原 進
文化・社会团体等関係	日本ボーイスカウト三重連盟 理事長	森 淳之祐
文化・社会团体等関係	ガールスカウト三重県連盟 三重県連盟長	河口 和子
文化・社会团体等関係	三重県子ども会連合会会長	新居 遠一
文化・社会团体等関係	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団理事長	太田 栄子
文化・社会团体等関係	三重県ボランティア連絡協議会会長	泰道 詞子
文化・社会团体等関係	国際ロータリー第 2630 地区ガバナーエレクト	加賀 修
文化・社会团体等関係	ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区ガバナー	中村 光宏
官・公署関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所所長	森本 輝
官・公署関係	防衛省 自衛隊三重地方協力本部本部長	木戸口 和彦
県(行政)関係	三重県教育委員会委員長	丹保 健一
県(行政)関係	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
県(行政)関係	三重県副知事	石垣 英一
県(行政)関係	三重県副知事	植田 隆
県(行政)関係	三重県危機管理統括監	渡邊 信一郎
県(行政)関係	三重県防災対策部長	稲垣 司
県(行政)関係	三重県戦略企画部長	山口 和夫
県(行政)関係	三重県総務部長	稲垣 清文
県(行政)関係	三重県健康福祉部長	北岡 寛之
県(行政)関係	三重県環境生活部長	竹内 望
県(行政)関係	三重県地域連携部長	藤本 和弘
県(行政)関係	三重県地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
県(行政)関係	三重県地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
県(行政)関係	三重県農林水産部長	梶田 郁郎
県(行政)関係	三重県雇用経済部長	山川 進
県(行政)関係	三重県雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
県(行政)関係	三重県県土整備部長	土井 英尚
県(行政)関係	三重県企業庁長	東地 隆司
県(行政)関係	三重県病院事業庁長	大林 清
県(行政)関係	三重県教育委員会教育長	真伏 秀樹
県(行政)関係	三重県警察本部長	斉藤 実

【顧問：12名】

敬称略、順不同

所属機関・団体・役職名	氏名
衆議院議員	岡田 克也
衆議院議員	金森 正
衆議院議員	川崎 二郎
衆議院議員	坂口 力
衆議院議員	田村 憲久
衆議院議員	中井 洽
衆議院議員	中川 正春
衆議院議員	藤田 大助
衆議院議員	三ツ矢 憲生
衆議院議員	森本 哲生
参議院議員	芝 博一
参議院議員	高橋 千秋

【参与：74名】

敬称略、順不同

所属機関・団体・役職名	氏名
三重県議会議員	青木 謙順
三重県議会議員	今井 智広
三重県議会議員	小野 欽市
三重県議会議員	杉本 熊野
三重県議会議員	舟橋 裕幸
三重県議会議員	前田 剛志
三重県議会議員	前野 和美
三重県議会議員	石田 成生
三重県議会議員	稲垣 昭義
三重県議会議員	田中 智也
三重県議会議員	津田 健児
三重県議会議員	中川 康洋
三重県議会議員	永田 正巳
三重県議会議員	水谷 正美
三重県議会議員	奥野 英介
三重県議会議員	辻 三千宣
三重県議会議員	中川 正美
三重県議会議員	中村 進一
三重県議会議員	後藤 健一

三重県議会議員	笹井 健司
三重県議会議員	竹上 真人
三重県議会議員	中西 勇
三重県議会議員	貝増 吉郎
三重県議会議員	小島 智子
三重県議会議員	三谷 哲央
三重県議会議員	山本 勝
三重県議会議員	小林 正人
三重県議会議員	下野 幸助
三重県議会議員	彦坂 公之
三重県議会議員	藤田 宜三
三重県議会議員	北川 裕之
三重県議会議員	中森 博文
三重県議会議員	津村 衛
三重県議会議員	東 豊
三重県議会議員	長田 隆尚
三重県議会議員	中村 欣一郎
三重県議会議員	大久保 孝栄
三重県議会議員	藤根 正典
三重県議会議員	日沖 正信
三重県議会議員	水谷 隆
三重県議会議員	中嶋 年規
三重県議会議員	山本 教和
三重県議会議員	栗野 仁博
三重県議会議員	岩田 隆嘉
三重県議会議員	森野 真治
三重県議会議員	舘 直人
三重県議会議員	服部 富男
三重県議会議員	西場 信行
三重県議会議員	濱井 初男
三重県議会議員	村林 聡
三重県議会議員	吉川 新
三重県教育委員会委員	岩崎 恭典
三重県教育委員会委員	牛場 まり子
三重県教育委員会委員	清水 明
伊勢新聞社取締役編集局長	岡原 一寿
朝日新聞社津総局長	唐澤 健治
毎日新聞社津支局長	松本 正
中日新聞社三重総局長	末次 秀行

読売新聞社津支局長	荒川 盛也
産経新聞社津支局長	櫻井 大輔
日本経済新聞社津支局長	横田 勇人
中部経済新聞三重支社長	荒井 伸
共同通信社津支局長	三笠 博司
時事通信社津支局長	依田 直哉
日刊工業新聞社三重支局長	伊藤 和泰
日本放送協会津放送局長	林 恭治
中部日本放送三重支社長	何川 高
東海ラジオ放送三重支局長	西尾 由喜雄
東海テレビ放送三重支社長	高木 優
三重テレビ放送代表取締役社長	志田 行弘
名古屋テレビ放送三重支社長	加藤 直樹
中京テレビ放送三重支局長	福澤 佳昭
三重エフエム放送代表取締役社長	丹羽 勇
三重県ケーブルテレビ協議会会長	田村 欣也

第76回国民体育大会 三重県準備委員会役員(案)

会長1名、副会長8名、常任委員41名、監事3名 計53名

敬称略、順不同

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
会長	三重県知事	鈴木 英敬
副会長	三重県議会議長	山本 教和
〃	市長会会長	河上 敢二
〃	町村会会長	谷口 友見
〃	財団法人 三重県体育協会会長	岩名 秀樹
〃	三重県教育委員会委員長	丹保 健一
〃	三重県副知事	石垣 英一
〃	三重県副知事	植田 隆
〃	三重県危機管理統括監	渡邊 信一郎
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	藤田 宜三
〃	三重県議会スポーツ振興対策調査特別委員会委員長	津村 衛
〃	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
〃	三重県市町教育長会会長	小林 壽一
〃	(財) 三重県体育協会副会長	宮本 長和
〃	(財) 三重県体育協会副会長	藤澤 幸三
〃	(財) 三重県体育協会副会長	向井 弘光
〃	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
〃	社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
〃	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	森下 達也
〃	三重県中学校体育連盟会長	中島 耕士
〃	三重県高等学校体育連盟会長	川畑 幸永
〃	三重県商工会議所連合会会長	竹林 武一
〃	三重県商工会連合会会長	藤田 正美
〃	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
〃	三重県経営者協会会長	岡本 直之
〃	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
〃	一般社団法人 三重県病院協会理事長	濱田 正行
〃	公益社団法人 三重県看護協会会長	水谷 良子
〃	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	峰 正博
〃	社団法人 三重県薬剤師会会長	上村 武
〃	社団法人 三重県観光連盟会長	森口 明好
〃	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	伊藤 正司
〃	公益社団法人 三重県バス協会会長	森口 明好

常任委員	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
〃	三重県防災対策部長	稲垣 司
〃	三重県戦略企画部長	山口 和夫
〃	三重県総務部長	稲垣 清文
〃	三重県健康福祉部長	北岡 寛之
〃	三重県環境生活部長	竹内 望
〃	三重県地域連携部長	藤本 和弘
〃	三重県地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
〃	三重県地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
〃	三重県農林水産部長	梶田 郁郎
〃	三重県雇用経済部長	山川 進
〃	三重県雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
〃	三重県県土整備部長	土井 英尚
〃	三重県企業庁長	東地 隆司
〃	三重県病院事業庁長	大林 清
〃	三重県教育委員会教育長	真伏 秀樹
〃	三重県警察本部長	斉藤 実
監事	三重県会計管理者（出納局長）	中川 弘巳
〃	市会計管理者（いなべ市会計管理者）	小林 敏也
〃	町会計管理者（朝日町会計管理者）	藤田 誠

第 1 回 総 会

国民体育大会の開催概要について

出典：(公財) 日本体育協会
国民体育大会開催基準要項

1 開催の根拠

スポーツ基本法 第26条

2 目的 <国民体育大会開催基準要項(以下、「要項」という)第2項>

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 主催 <要項第6項>

三重県、文部科学省、(公財) 日本体育協会

※各競技会については、(公財) 日本体育協会加盟競技団体及び会場地市町を含む。

4 開催方法 <要項第7項>

(1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

(2) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とする。

5 会期 <要項第7項>

平成33年9月中旬から10月中旬の11日間以内

※ 大会の会期は開催3年前に(公財) 日本体育協会が三重県と協議して決定する。

※ 会期終了後に、全国障害者スポーツ大会を開催(3日間)。

6 実施対象競技(平成24年6月6日現在)

第74回から第77回の本大会における、冬期大会を除く実施競技は次のとおり。

(1) 正式競技(37競技)

①毎年実施競技(36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうちから1競技）

銃剣道、クレール射撃

※クレール射撃が平成26年3月末までに正式競技の対象とならなかった場合は、銃剣道競技を毎年実施競技とする。

(2) 公開競技（5競技）

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

※「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、当該中央競技団体が主体となり、三重県の合意を得たうえで実施する。

(3) デモンストレーションスポーツ（三重県民が対象）

野球、トランポリン、近代五種、バウンドテニス、少林寺拳法、オリエンテーリング、エアロビック、ローラースポーツ、ダンススポーツ、アメリカンフットボール、チアリーディング など

※「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、（公財）日本体育協会加盟団体以外の競技を含め、競技団体が三重県と調整のうえ実施することができる。

(4) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式及び軟式）

7 文化プログラム <要項第7項>

開催県における国体開催の機運醸成や国体の目的、意義の全国的な普及啓発等を目的に、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとした内容とするプログラムを実施する。

(例) 舞台（音楽、舞踏、演劇等）、展示（美術、映像等）など

8 参加人員 <要項第8項、国民体育大会実施競技及び参加人員>

選手・監督 約22,000人（国民体育大会実施競技及び参加人員より）

(参考) 先催県における参加状況

開催県	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
千葉県（H22）	40,172名	100,313名	549,646名	690,131名
山口県（H23）	34,201名	105,262名	537,226名	676,689名

※選手・監督にはデモンストレーションスポーツも含む。

9 表彰 <要項第11項>

天皇杯：総合成績第1位の都道府県

皇后杯：女子総合成績第1位の都道府県

10 実行委員会 <要項第24項>

開催県及び会場地市町は、大会運営のためそれぞれ実行委員会を設置する。

※先催県（開催予定県）では、円滑な準備作業を推進するため、準備委員会を設置し、開催決定年に実行委員会に移行している。

【参考】スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋

（平成23年6月24日公布、平成23年8月24日施行）

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

第76回国民体育大会 開催基本方針（案）

1 基本方針

第76回国民体育大会は、人々が夢と感動を覚え、県民の皆さんが郷土の一体感を感じ、あわせて豊かな交流の輪が生まれ、広がっていく大会をめざします。

大会の開催にあたっては、県民総参加の大会として、県民の皆さんが自ら取り組み、みんなで支えあう大会とします。また、「国体改革」の取組をさらに進め、一層の改善・改革に努めるとともに、創意工夫により来訪者を温かく迎える大会となるよう心がけます。

この大会の開催を契機に、人々が健康と生きがいを感じ、人と人、地域と地域の絆づくりが進み、活力に満ちた元気な三重を創ります。

2 実施目標

(1) 県民総参加

県民の皆さんが、競技会等を「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民総参加の大会をめざします。

また、市町、県体育協会・競技団体や関係機関等、各主体との緊密な連携を図りながら、県民の皆さんとともに国体の新しい運営のあり方やしくみづくりに取り組みます。

(2) 簡素・効率化

県・市町施設をはじめ、県内の既存施設の有効活用を図るとともに、大会運営においても民間活力の導入など、大会の簡素・効率化に努めます。

(3) 情報発信と交流の輪づくり

三重の美しい自然と豊かな伝統や文化を全国に発信し、三重の魅力をアピールするとともに、県民の皆さんが、三重を訪れる人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げていきます。

(4) 本県のスポーツの推進

国体の開催を契機に、地域スポーツが普及し、県民の皆さんが健康で生きがいのある生活を送っています。また、本県代表の選手が国内外で活躍し、県民に夢と感動を届けるとともに、将来にわたってトップアスリートを輩出しています。

平成24年度事業計画（案）

第76回国民体育大会三重県準備委員会平成24年度事業計画を次のとおりとし、円滑な準備業務に努める。

1 開催準備の主要業務について

- (1) 各種基本方針の策定に関する事
- (2) 開催準備総合計画の策定に関する事
- (3) 会場地市町の選定に関する事
- (4) 競技施設基準の策定に関する事
- (5) 実施予定競技の選定に関する事
- (6) 競技役員等の養成に関する事
- (7) 広報・県民運動の推進に関する事
- (8) 上記以外の開催準備に関する事

2 会議の開催について

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ① 総務企画専門委員会
 - ② 施設整備専門委員会
 - ③ 競技専門委員会

3 各種調査の実施について

- (1) 他都県開催準備状況調査
- (2) 市町開催意向調査
- (3) 競技団体会場地意向調査
- (4) 県内スポーツ施設調査等

平成24年度収支予算（案）

1 収入の部

(単位：千円)

科目	本年度予算額	概要
負担金	3,199	三重県負担金
合計	3,199	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	本年度予算額	概要
事業費	2,200	総会、常任委員会、専門委員会等の会議開催経費
事務局費	999	事務局運営経費
合計	3,199	

総会から常任委員会への委任事項（案）

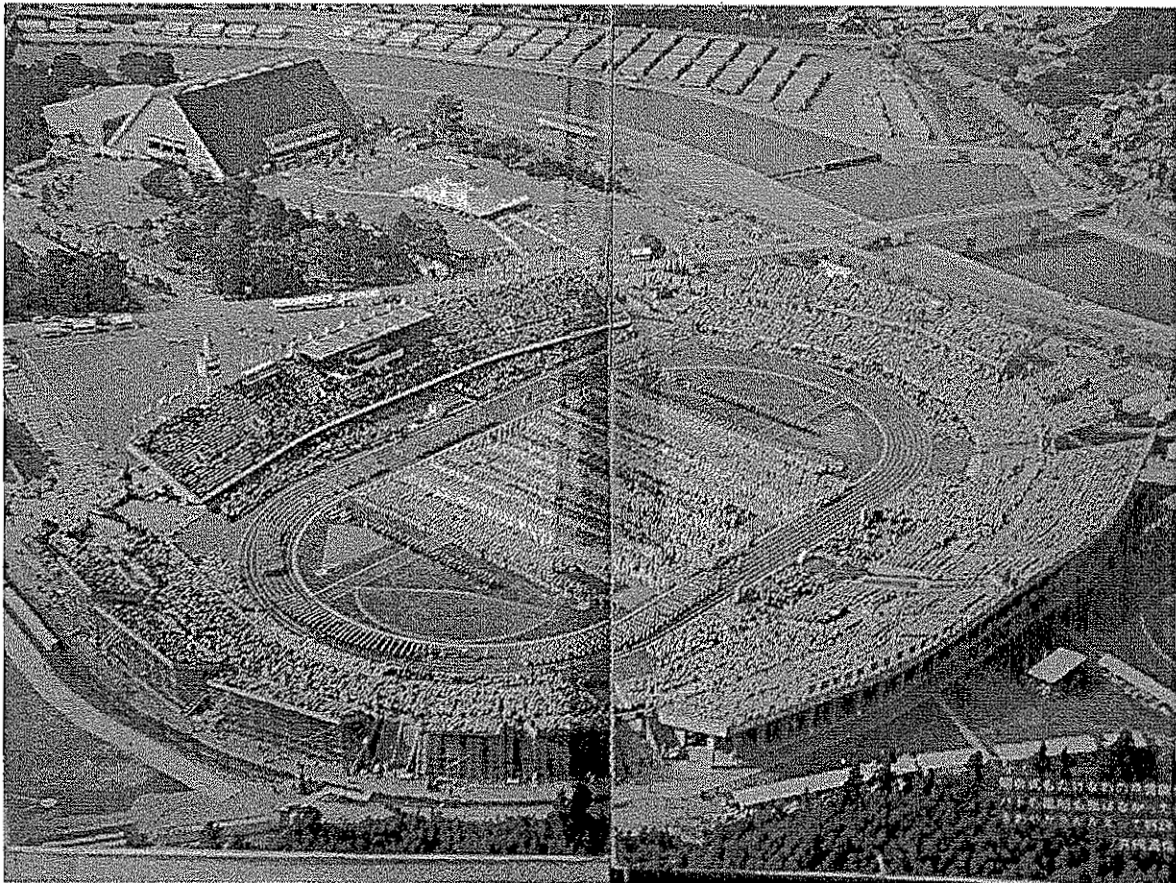
第76回国民体育大会三重県準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

1. 大会開催に関する各種方針及び計画の策定に関する事
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関する事
- 3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関する事
- 4 競技施設等の整備に関する事
- 5 大会実施競技の選定に関する事
- 6 競技の企画及び運営に関する事
- 7 競技役員等の養成及び編成に関する事
- 8 広報及び県民運動に関する事
- 9 式典の企画及び運営に関する事
- 10 宿泊及び衛生に関する事
- 11 輸送及び交通に関する事
- 12 募金及び協賛に関する事
- 13 医療救護、消防及び警備に関する事
- 14 その他開催準備に関する事

参 考 资 料

昭和50年 みえ国体の概要

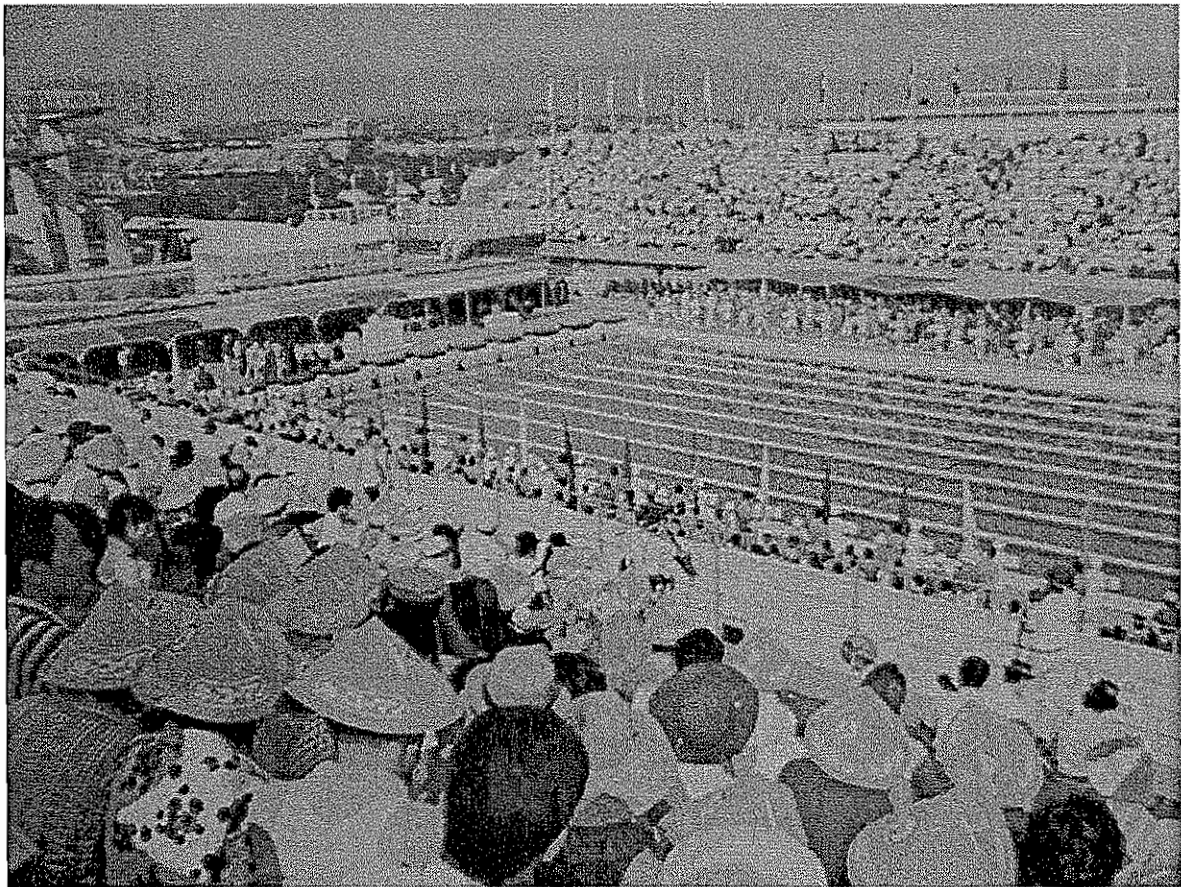
- 1 大会名
第30回国民体育大会（夏季大会・秋季大会）
- 2 スローガン
たくましくあすをひらこう
- 3 開催時期及び開催市町村
夏季大会（昭和50年 9月14日～17日） [3競技・3市町]
秋季大会（昭和50年10月26日～31日） [27競技・19市町村]
- 4 開・閉会式
夏季大会 四日市市水泳競技場（四日市市）
開会式 4,396名 閉会式 3,976名
秋季大会 三重県営総合競技場陸上競技場（伊勢市）
開会式 31,423名 閉会式 25,570名
- 5 参加者数（監督・選手・本部役員）
夏季大会 3,514人
秋季大会 17,655人



三重県営総合競技場陸上競技場（伊勢市）

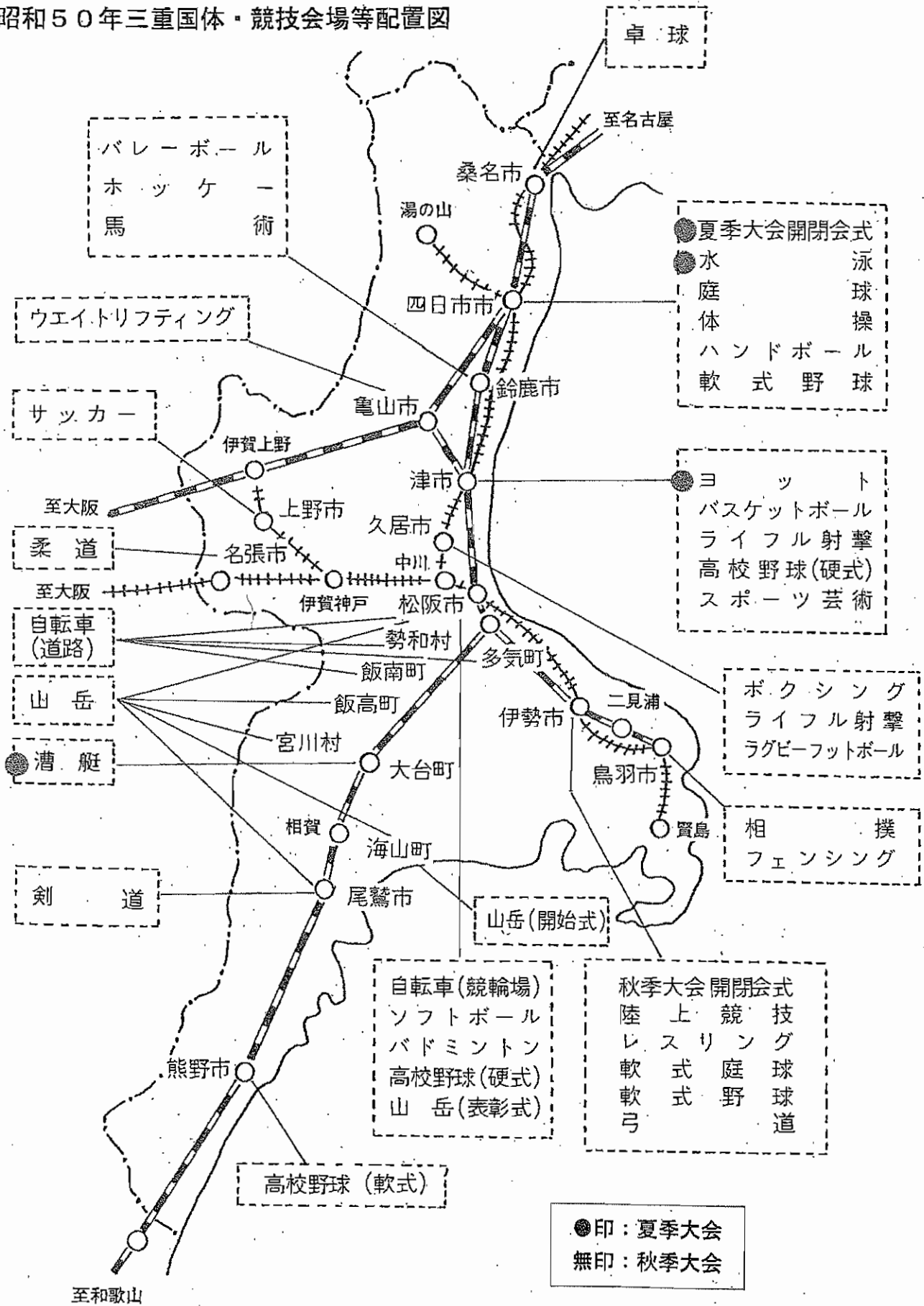


三重県営総合競技場陸上競技場（伊勢市）



四日市市水泳競技場（四日市市）

昭和50年三重国体・競技会場等配置図



【参考】実施競技・会場一覧

	競 技	会 場
夏 季	水泳	四日市市 市水泳競技場 他
	漕艇	大台町 奥伊勢湖漕艇場
	ヨット	津市 伊勢湾海洋スポーツセンター
秋	陸上	伊勢市 県営総合競技場陸上競技場
	サッカー	上野市 市営運動公園サッカー場
	テニス（庭球）	四日市市 三滝公園テニスコート
	ホッケー	鈴鹿市 鈴鹿青少年スポーツセンター
	ボクシング	久居市 市体育館
	バレーボール	鈴鹿市 市立体育館 他
	体操	四日市市 市体育館
	バスケットボール	津市 津市体育館 他
	レスリング	伊勢市 県営総合競技場体育館
	ウエイトリフティング	亀山市 市体育館
	ハンドボール	四日市市 四日市高校 他
	自転車	松阪市他 市営競技場 他
	ソフトテニス（軟式庭球）	伊勢市 市営庭球場
	卓球	桑名市 東洋ベアリング体育館
	軟式野球	伊勢市・四日市市 倉田山公園野球場 他
	相撲	鳥羽市 中央公園相撲場
	馬術	鈴鹿市 県馬術競技場
季	柔道	名張市 名張高校体育館
	ソフトボール	松阪市 市営グラウンド 他
	フェンシング	鳥羽市 市民体育館
	バドミントン	松阪市 松阪高校体育館
	弓道	伊勢市 神宮弓道場 他
	ライフル射撃	津市・久居市 県ライフル射撃場 他
	剣道	尾鷲市 市体育文化会館
	ラグビーフットボール	久居市 雲出川緑地公園ラグビー場他
	山岳	尾鷲市他 台高山系
	高校野球	津市・熊野市 津球場公園内野球場 他
スポーツ芸術	津市 県文化会館 他	

全国障害者スポーツ大会開催概要

出典：厚生労働省（告示第385号）

- ・全国障害者スポーツ大会開催規程
- （公益）日本障害者スポーツ協会
- ・全国障害者スポーツ大会開催基準要綱
- ・全国障害者スポーツ大会競技規則

1. 目的

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2. 主催

厚生労働省、（公財）日本障害者スポーツ協会、開催地県、開催地市町

3. 開催地・会場

全国障害者スポーツ大会は、国民体育大会の開催地の都道府県において開催するものとする。会場は原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用するものとする。

4. 大会開催の基本方針

- （1）大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- （2）大会は、毎年実施される国民体育大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- （3）大会における競技施設は、原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用する。

5. 競技内容

○正式競技

【個人競技】

- ・陸上競技 ・水泳 ・アーチェリー ・卓球 ・フライングディスク
- ・ボウリング

【団体競技】

- ・バスケットボール ・車椅子バスケットボール ・ソフトボール
- ・グランドソフトボール ・バレーボール ・サッカー ・フットベースボール

○オープン競技

正式競技のほか、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められる競技

(参考) 先催都県のオープン競技

【平成24年開催 岐阜県の例】

- ・脳性まひ者7人制サッカー
- ・障害者ゴルフ
- ・車椅子ツインバスケットボール

【平成25年開催 東京都の例】

- ・ウィルチェアラグビー
- ・グラウンドゴルフ
- ・車いすフェンシング
- ・ゴールボール
- ・視覚障害者ボウリング
- ・障害者シンクロナイズドスイミング
- ・スポーツチャンバラ
- ・スポーツ吹矢
- ・精神障害者フットサル
- ・ダーツ
- ・手のひら健康バレー
- ・バドミントン
- ・ハンドサッカー
- ・ブラインドサッカー
- ・ボート
- ・ポッチャ
- ・ユニカール

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

出典：（公財）日本体育協会

1 総 則

国民体育大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）
- 2) 国民体育大会（以下「本大会」という。）

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会
第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会
- 2) 本大会
第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、細則第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注] 公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

4) 開催県内では、大会期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施対象競技は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施対象競技及び参加人員等は、第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第2項で定める国民体育大会施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手（以下「参加選手団」という。）で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 ドーピング防止活動の実施

大会におけるドーピング防止活動(ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本ドーピング防止規程」及び別に定める「国民体育大会ドーピング防止活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

11 表彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰を授与する。
 - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
 - 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」により授与する。
 - (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

1.2 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

1.3 大会開催の申請

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会等（以下「都道府県体協等」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出する。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。

1.4 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議して大会開催地を内定及び決定する。
- (2) 大会開催地の内定は、大会開催年の5年前の年の、決定は3年前の年の、それぞれの9月末日までとする。

1.5 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

1.6 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク（図形）
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク（模様）
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を

生ずるもの

- 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（愛称等）
 - 5) 競技別シルエット（模様）
 - 6) 大会に関するマスコット（キャラクター）
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（愛称等）を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」によるものとする。
- 1) 参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物（ガイドブック、リーフレット、名刺等）
 - 4) 看板等
 - ① 板類（各種看板、大会告示塔等）、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

17. 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催する。
- 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
 - 4) 加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。
- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催する。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

18 大会参加章

- (1) 第 8 項 (1)、(3) に定める参加者には、大会参加章（以下「参加章」という。）が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

19 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開会式及び総合閉会式として、開催県が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
総合閉会式	成績発表 表彰状授与 天皇杯・皇后杯授与 大会会長あいさつ 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納 大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納 国旗降納

炬火納火
国体旗引継
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第7項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

20 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。

21 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

22 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日体協会長
副会長	日体協副会長・専務理事、文部科学省スポーツ・青少年局長、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問	日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協等会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省官房長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育委員長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議会会長
参与	文部科学省大臣官房審議官(スポーツ・青少年局)・スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長・スポーツ振興課長、開催県議会議員・副知事・教育委員・教育長・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与
委員長	日体協国体担当理事
副委員長	日体協事務局長、文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長

総務委員 日体協国体委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育主管課長
委員 日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、文部科学省スポーツ・青少年局担当官、開催県体育協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長 会場地市町村長
会長 全国を統轄する競技団体会長
副会長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問 全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育委員長
参与 会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・教育長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認められた者
委員長 全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長 会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員 全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

2.3 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

2.4 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ① 名称 ② 目的 ③ 組織 ④ 役員 ⑤ 管掌内容 ⑥ 経理方法 ⑦ その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。

①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③開催県外競技役員数及び旅費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

2 5 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技及び公開競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第8項で定める。

2 6 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

2 7 大会参加負担金

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、負担金を納入する。
- (2) 負担金の額は、日体協で定める。
- (3) 負担金は、日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

2 8 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。

(3) 招待状持参者は、すべての会場に入場することができる。

29 プログラム

(1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。

(2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第9項で定める。

(3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員各	各1部
参加選手団	各5部
競技団体各	各2部
報道関係者	1社 各1部

2) 競技別プログラム

競技団体各	各5部
競技役員各	各1部
参加選手団各	各2部
競技別監督各	各1部
参加選手全員	各1部
報道関係者	1社 各1部

30 参加選手団本部役員編成

(1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

(2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。

(3) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。

(4) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。

31 視察員

(1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

(2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。

(3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。

- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

3.2 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県(会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

3.3 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

3.4 宿舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

3.5 交通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

3.6 記録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」に基づき行うものとする。

3.7 報道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県が定めた取材協定によるものとする。

(3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

38 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が実施するキャンペーン事業の推進に協力しなければならない。

39 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づくものとする。

40 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

41 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県（会場地市町村を含む）は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和30年1月17日制定

昭和30年12月4日	第1次改訂	昭和54年5月9日	第8次改訂
昭和32年10月25日	第2次改訂	昭和55年1月23日	第9次改訂
昭和37年3月1日	第3次改訂	昭和55年9月9日	第10次改訂
昭和41年3月29日	第4次改訂	昭和58年12月7日	第11次改訂
昭和48年7月10日	第5次改訂	(8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行)	
昭和51年6月2日	第6次改訂	昭和63年7月13日	第12次改訂
昭和52年7月13日	第7次改訂	昭和63年8月24日	第13次改訂

平成 元年 8月15日 第14次改訂
平成 5年 6月 8日 第15次改訂
平成 5年 6月29日 第16次改訂
平成 6年 5月10日 第17次改訂
(9項(4)は第52回夏季大会から適用)
平成 6年 7月 5日 第18次改訂
平成10年 6月17日 第19次改訂
(8項(7)は第54回夏季大会から適用)
平成11年 6月16日 第20次改訂
平成11年 9月 7日 第21次改訂
(29項(1)①は平成12年4月1日から施行)
平成13年 1月 6日 第22次改訂
平成13年 3月14日 第23次改訂
平成14年 7月 2日 第24次改訂
平成15年 4月25日 第25次改訂
平成15年 8月19日 第26次改訂
平成17年 6月16日 第27次改訂
(改訂内容は第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39項に

ついては平成17年4月20日から施行する)
平成17年12月22日 第28次改訂
(10項(2)は第63回大会から改訂し適用)
平成18年 3月 9日 第29次改訂
(7項(5)は第63回大会から適用)
平成19年 3月 7日 第30次改訂
平成19年 7月 1日 第31次改訂
平成20年12月17日 第32次改訂
平成22年 3月17日 第33次改訂
(改訂内容は第70回大会から適用)
平成22年 6月18日 第34次改訂
平成22年12月16日 第35次改訂
(39項は第69回本大会から適用)
平成23年 3月25日 第36次改訂
平成23年 4月 1日 第37次改訂
平成23年 6月24日 第38次改訂
平成23年 8月25日 第39次改訂
平成23年12月15日 第40次改訂

国民体育大会施設基準（抜粋）

出典：（公財）日本体育協会

【国民体育大会】

競技	基準	摘要
総合開・閉会式	式典会場は、観覧席が仮設スタンドを含み、約3万人を収容できる施設 屋外の式典会場の場合は、雨天対策用として体育館 1	
陸上競技	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	1周 400mのサブトラック 1、投てき練習場 1
水泳	日本水泳連盟公認のプール 1. 競泳用 50mプール 1(隣接して 25m補助プール 1) 2. 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1(飛込用として 10mの固定台と 3mの飛板を備えていること。) 3. 水球用プール 1	左記 1. 2. 3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
サッカー	規定の競技場芝生 7面以上	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。
テニス	規定のコート 20面	2会場地に分かれる際は 24面とする。
ボート	1,000mの 5コースを有する水路 1、艇庫 1(仮設でもよい。) 回漕用として 1コース程度を付設する水路	
ホッケー	規定の競技場 2面	
ボクシング	規定のリング 2面を設置することができる体育館 1(床面積：縦 40m以上×横 35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローブング室、選手練習場などの付帯施設	
バレーボール	規定の屋内コート 8面	2会場地以上に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
体操	規定の各器具を設置することができる体育館 1	2会場地に分かれてもよい。

バスケットボール	規定の屋内コート 10面	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
レスリング	規定のマッド 4面を設置することができる体育館 1	2会場地に分かれてもよい。
セーリング	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1 (2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟 (仮設でもよい)	
ウエイトリフティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技会場は下記のいずれかとする。 ① 規定のプラットフォーム 1面を設置することができる施設 1 ② 規定のプラットフォーム 2面を設置することができる施設 1 ③ 規定のプラットフォーム 1面を設置することができる施設 2 ・ ウォーミングアップ場を各施設に 1 (8セット以上のバーベルとプラットフォーム) ・ 練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム) 	
ハンドボール	規定の屋内競技場 6面	2会場地に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
自転車	規定の競技場 1、規定のロードレースコース (1周 20km~30kmの周回ロードコース)	
ソフトテニス	規定のコート 16面	2会場地に分かれてもよい。
卓球	規定のコート 12面 (予備コート 2面を含む) を設置することができる体育館 1	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート 8面を設置する。
軟式野球	規定の野球場 5面	2会場地以上に分かれていてもよい。2会場地以上に分かれる場合は 6面とする。
相撲	規定の競技場 1	
馬術	<p>障害馬術競技場 1面 70m×50m (楕円形でも可)、別途ダゼーコースを隣接する。</p> <p>障害練習場 2面 (うち 1面は競技場隣接)</p> <p>馬場馬術競技場 1面 90m×50m</p> <p>馬場馬術練習場 2面 (うち 1面は隣接)</p> <p>厩舎 227馬房 (1馬房 3m×3m)</p> <p>隔離厩舎 2馬房 (1馬房 4m×4m)</p>	各施設は仮設並びにリースでもよい。

	ホースマネージャー宿舎 47名収容 (各県 1名男女別)	
フェンシング	規定のピスト 8面を設置することができる体育館 1	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
柔道	規定の競技場 3面を有する柔道場又は体育館 1 1試合会場に隣接した練習場 1 (150畳程度)	試合場は床面から 50cm上げたところに設置する。
ソフトボール	規定の競技場 8面	2会場地以上に分かれてもよい。
バドミントン	規定のコート 8面を有する体育館 1	2会場に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 12m以上あればよい。
弓道	規定の弓道場 1、遠的競技場 1 (仮設でもよい。)	
ライフル射撃	規定のライフル射撃場 (エア・ライフル 26射座 1、スモールボア・ライフル 24射座 1、ピストル 18射座 1、光線銃 13射座の体育館 1)	2会場地以上に分かれてもよい。エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的の装置とすることが望ましい。
剣道	規定の競技場 2面を有する剣道場又は体育館 1	
ラグビーフットボール	規定の競技場 3面 (うち芝生の競技場 2面)	2会場地に分かれてもよい。
山岳	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m以上 (ルート長さ 15m以上) 幅3m以上のリード施設2面、高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設 2基。 1会場で実施
カヌー	1. カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅 101m以上を有する 500m以上のコース 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。)	2会場地以上に分かれてもよい。
アーチェリー	70mの射程距離を有する施設 1	

空手道	規定の競技場 4面を有する空手道場又は体育館 1	
銃剣道	規定の競技場 2面を有する体育館 1	
クレール射撃	規定の射場トラップ 1面、スキート 1面	
なぎなた	規定のコート 2面を有する体育館又は武道館 1	
ボウリング	JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会場で 40以上のレーンを有する場合は、競技日数は 5日間以内とする。 ・ 1会場で 34～ 38のレーンを有する場合は、競技日数は 6日間以内とする。 ・ 2会場で、それぞれ 32以下のレーンを有する場合は、競技日数は 5日間以内とする。 	2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。
ゴルフ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた 54ホール(3コース)の施設を有する競技場	2会場地以上に分かれてもよい。
トライアスロン	規定のコース(スイム 1.5km、バイク 40km、ラン 10km)	

【特別競技】

競技	基準	摘要
高等学校野球	規定の野球場 3面	2会場地に分かれてもよい